

●災害廃棄物処理等に係る連携 [幹事県 福岡県]

[目的]

熊本地震では、災害廃棄物処理に係る他県との広域連携体制が構築されていなかったため、被災県において県外の処理施設等に関する情報を有しておらず、初期対応に遅れが生じた。

平成29年7月九州北部豪雨の際、熊本県から職員を派遣することにより、災害廃棄物（流木）の処理に関する取組みを進めることができた。

これらを踏まえ、大規模な災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に行えるよう、相互支援協定を締結し、災害廃棄物処理に係る相互支援体制を整備する。

[取組内容]

相互支援協定を締結し、災害廃棄物処理等に係る支援体制を整備。

[主な取組状況（知事会議での報告状況等）]

- 平成28年7月 平成28年度九州各県・政令市廃棄物主管課長会議
 - ・熊本地震の状況を受け、九州域内で、県境を越えた災害廃棄物処理に関する情報交換やあらかじめ手続きを定めるなど、連携体制を構築することを福岡県より提案

- 平成29年7月 平成29年度九州各県・政令市廃棄物主管課長会議
 - ・平常時における連携体制の構築の一つとして、各県における処理施設や廃棄物処理団体等についての情報共有について福岡県より提案

- 平成29年10月31日 第150回九州地方知事会議
 - ・「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」の締結について提案

- 平成29年11月15日 「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」締結
 - ・大規模災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を規定

- 平成29年12月25日 連絡会議開催
 - ・協定第6条に基づく連絡会議を開催し、災害廃棄物の相互支援に係る具体的な方法・手続き及び情報共有のあり方について検討

[課題]

- (1) 実効性のある取組みの実施を可能にする緊密な連携体制の構築
- (2) 取組み内容のさらなる深化

[今後の取組]

- (1) 定期的な連絡会議の開催（年1～2回程度）
- (2) 災害廃棄物処理の経験を持つ職員の相互派遣に係る仕組みの構築
- (3) 各県が持つ災害廃棄物処理に関する資源（廃棄物処理施設、廃棄物関係団体、その他使用できる資材等）についての情報共有に係る仕組みの構築
- (4) 国（九州地方環境事務所）との連携体制の構築